

中信高等学校体育連盟規約

昭和57年4月20日一部改正
昭和63年4月11日一部改正
平成2年4月10日一部改正
平成5年4月9日一部改正
平成8年4月9日一部改正
平成18年4月6日一部改正
平成24年4月10日一部改正

第1章 総則

- 第1条 本連盟は中信高等学校体育連盟と称し、その事務所を会長の所在する学校におく。
- 第2条 本連盟は中信地区高等学校体育全般の刷新、振興を図ることを目的とし、これによって新しい日本文化の伸長を期する。
- 第3条 本連盟は長野県高等学校体育連盟との関連においては、その連合体の一環として長野県体育協会に加盟し、県内各運動競技種目団体と密接な連携のもとに学校体育並びに社会体育一般の進展に寄与する。

第2章 組織

- 第4条 本連盟はその目的及び事業に賛同する中信4市2郡の高等学校を以て組織する。

第3章 事業

- 第5条 本連盟はその目的を達成するために次の事業を行う。
- 1, 学校体育についての調査研究
 - 2, 体育関係諸団体との連絡調整
 - 3, 各校及び各校生徒会運動部活動の連絡
 - 4, 地区体育大会の開催
 - 5, その他必要な事業
- 第6条 本連盟に下記の役員をおく。
- 会長 1名 副会長 1名 評議員 各校1名 理事長 1名 副理事長 1名
理事 7名 専門委員長 部門別各1名 専門委員 各部門別若干名
監査委員 2名 幹事 若干名
- 第7条 会長、副会長は評議員の決議によって決定する。
会長は本連盟を代表して事業を総理する。
副会長は会長を補佐し事故ある時はその職務を代理する。
- 第8条 理事長・副理事長は理事会の決議によって決定する。理事長は会長の指示によって事業を執行する。
副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理する。
- 第9条 評議員は各学校長がこれに当たる。評議員は評議員会を組織し本連盟の運営について審議する。
- 第10条 理事は松本市2名、北安（大町市を含む）1名、安曇野市1名、塩尻木曾1名、全地区より2名計7名を総会の決議によって決定する。理事は事業を管理する。
- 第11条 専門委員長及び専門委員は総会で推薦し、理事会の決議によって決定する。専門委員は所属する部門別に研究と運営に当たる。
- 第12条 本連盟は下記の専門部をおく。
- 陸上、バスケットボール、バレーボール、テニス、ソフトテニス、卓球、サッカー、体操
新体操、柔道、剣道、弓道、相撲、ソフトボール、バドミントン、水泳、ハンドボール
普及スキー、競技スキー、スケート、ウエイトリフティング、自転車、ラグビー、定通
登山、調査研究、広報、空手道

- 第 13 条 監査委員は評議員会で推薦し会長が委嘱する。
監査委員は財務を監査する。
- 第 14 条 幹事は理事会で推薦し会長が委嘱する。幹事は事務を処理する。
- 第 15 条 役員の任期は 2 年とする。但し再選を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
役員は任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
- 第 16 条 本連盟に事務員 1 名をおく。

第 4 章 会議

- 第 17 条 会議は評議員会、理事会、専門委員会、総会とする。
- 第 18 条 評議員会は毎年年度当初会長が招集し、本連盟の予算・決算・事業運営についての事項を審議する。
評議員会は必要に応じて招集することができる。
- 第 19 条 理事会は会長が必要に応じて招集し、規約に定められた事項や評議員会により委任された事項を審議決定する。
- 第 20 条 専門委員会は会長の承認を得て委員長が招集し、所管事項について審議執行する。
- 第 21 条 総会は評議員、各校職員を以て構成し役員の選出、予算、決算、行事その他必要な事項を審議決定する。
- 第 22 条 本規約の改正は総会により審議決定する。

第 5 章 会計

- 第 23 条 本連盟の経費は下記のように施行する。
1, 分担金 2, 参加料 3, 補助金 4, 寄付金 5, その他
- 第 24 条 前条の分担金は各校において全定生徒及び職員（非常勤、行政職は含まない。）一人あたり 500 円とする。
- 第 25 条 生徒分担金の算定の基準は各校において 5 月 1 日現在の在籍数（休学者は除く）により、納期は 5 月 31 日までに終わるものとする。
- 第 26 条 前条の参加料は、中信高等学校体育連盟主催大会の種目エントリー人数分一人あたり 500 円とする。（バレーボール バasketボール ソフトボール バドミントンはマネージャを含む）
- 第 27 条 本連盟の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までに終えるものとする。
- 第 28 条 理事長は毎年事業年度の終わりににおいて下記の書類をととのえ年度当初の評議員会の前にこれを監査委員に提出して監査を受けるものとする。
- 第 29 条 監査委員は前条の書類を監査し意見書を添えて理事長に送付するものとする。理事長は前条の書類と監査委員の意見書を評議員会に提出してその承認を求めるものとする。
- 第 30 条 本連盟の事務所には下記の書類を備えておく。
1, 組織単位である学校及びその責任者の名簿
2, 役員の名簿
3, 会計簿
4, 会議録
5, 事業記録
6, その他規約ならびに事業実施上必要な関係書類

- 注 1, 第 1 章 第 1 条は 昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
2, その他は 昭和 57 年 4 月 20 日より施行する。